

第 1 章 地域福祉計画って何？

この章では、なぜ地域福祉計画をつくるのか、どのようにしてつくってきたのかを示しています。

1

地域福祉計画策定の目的

(1) 地域福祉とは

私たちは、家族や親戚、近隣の人、友人・知人など、様々な人たちと関わりながら地域の中で暮らしています。そして、様々な生活課題や困難にぶつかりながら生活しています。日常の様々な課題の中でも、とくに福祉分野においては多くの課題がみられます。たとえば、高齢になって介護が必要になったり、子育て中に保育サービスが必要になったり、病気のために動けなくなったり、障害があって在宅生活の支援が必要になるといった場合があります。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯や障害のある人が日々のごみ出しや電球の取り換えなどに困るといったように、公的なサービスや制度では対応できない小さな福祉課題も多くあります。

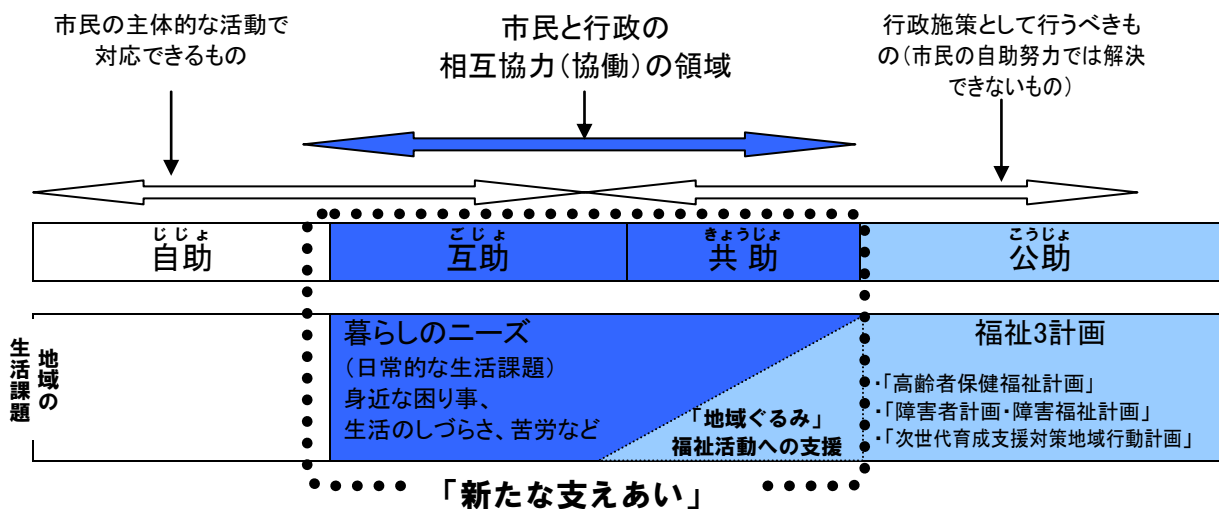
私たちが暮らす地域社会には、様々な福祉課題を抱えて何らかの支援を必要としている人がおり、私たちのだれもがその当事者になりうるといえます。

このように、だれもが地域で安心して暮らしていけるためには、

- ①日ごろ身の回りで起こる問題はまず個人や家庭の努力で解決（自助）し、
- ②個人や家族内で解決できない問題は隣近所の力（互助）で解決し、また、ボランティア、NPO活動等の組織的な支えあいの力（共助）で解決し、
- ③地域で解決できない問題は行政の力（公助）で解決するといった、重層的な取り組みが必要となってきます。

いわば、公的な福祉サービス等の隙間を埋めるものとして、市民相互の助けあい・支えあいの力があり、「住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるよう、市民が主役で進める取り組み」、「地域における助けあいの仕組み」が地域福祉といえます。

■「自助」「互助・共助」「公助」と地域福祉計画の関係図



(2) 計画策定の背景

■ 国の流れ

近年、少子・高齢化や核家族化といった社会全体の構造の変化により、家族の形や地域の姿が変化しつつあります。これらの家族機能の変化や価値観の多様化などから、地域の中の昔ながらの結びつきが弱まり、身近な市民同士のコミュニケーション不足が指摘されています。

国では、このような地域の中の結びつきの弱体化に対応するため、「社会福祉基礎構造改革」として、社会福祉事業や社会福祉法人、措置制度などの社会福祉に共通する基盤的制度の見直しが行われました。

この改革の中で、平成 12 年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、市町村が「地域福祉の推進」を基本理念とした地域福祉計画を策定するように規定されました。その中で、これからの地域福祉は、特定の人に対するサービスではなく、身近な地域社会で人々の生活課題の解決を図るものであるということが示されています。

また、平成 19 年には厚生労働省より「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」の通知があり、要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項が示されました。

さらに、平成 20 年の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会（厚生労働省主催）」による報告書において、地域における「新たな支え合い」の方向性が示され、その後、平成 22 年に「地域支え合い体制づくりモデル事業」を実施する等、地域性を活かした主体的な支えあい体制の確立を図っています。「新たな支えあい」とは、公的サービスで対応しきれない地域における様々な生活課題を、そこに住む市民が主体となりお互いに支えあって対応していくこととしており、「新たな支えあい」の視点を盛り込んだ地域福祉計画の策定が必要とされています。

■ 大阪府の流れ

大阪府では、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、「第 2 期大阪府地域福祉支援計画（平成 21 年度～平成 25 年度）」を策定し、市町村における地域福祉計画の策定を含めた地域福祉の推進を図っています。

■ 泉南市の流れ

本市においては、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」として、「泉南市第一次地域福祉計画（平成 19 年度～平成 23 年度）」を策定しました。施策の推進にあたっては、社会福祉協議会が策定した「泉南市地域福祉活動計画（平成 19 年度～平成 23 年度）」との連携のもと取り組みを進めてきました。

平成 23 年度は両計画の最終年度となることから、これまでの両計画における施策を一体的に評価・検証し、今後 5 年間で取り組むべき施策をとりまとめ、「第二次泉南市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（平成 24 年度～平成 28 年度）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2

計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

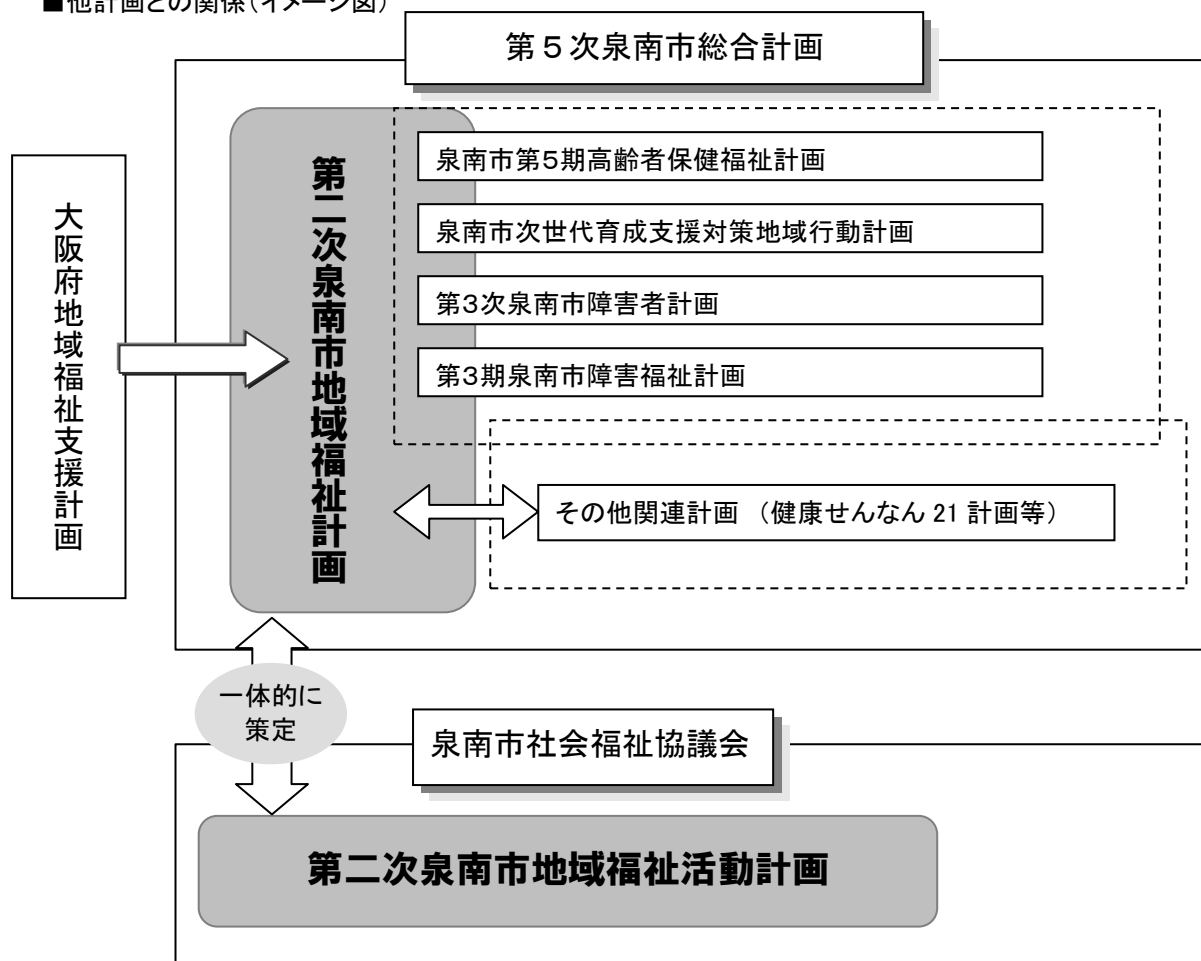
(2) 他計画との関係

本計画は、「第5次泉南市総合計画」を上位計画とし、より具体的に福祉のまちづくりについての方向を示すものです。

また、本市においては、福祉の個別計画として、「泉南市第5期高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画を含む）」、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」、「第3次泉南市障害者計画」、「第3期泉南市障害福祉計画」があります。地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進する理念を明らかにし、これら個別計画を横断的につなぐ役割を果たすとともに、対象者や分野にかかわらず、福祉の観点から市民の生活支援をめざす計画となります。そのため、教育、生活環境などの関連する行政計画の考え方をふまえるとともに、行政と市民、地域団体、福祉サービス事業者等が協働する仕組みを整備する計画です。

なお、泉南市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が策定する「地域福祉活動計画」は、地区福祉委員会活動など地域福祉に関する具体的な取り組みを定める計画であることから、本計画と一体的に策定するものとします。

■他計画との関係（イメージ図）



(3) 計画の対象

本計画は、支援を必要とする高齢者や障害のある人、地域の中で子育てに悩む保護者、外国人など対象者別のみならず、すべての人が地域で自立して幸せな生活を送ることができるようにするための計画であり、本市に居住するすべての人々が対象となります。

一方、地域福祉の担い手としては、市行政や社会福祉協議会をはじめ、関係機関、市民、福祉サービス事業者、地域で働く人、地域団体、ボランティア、NPO、企業、商店、学校などがあり、「地域で生活し、活動しているすべての構成員や機関・団体」が対象となります。



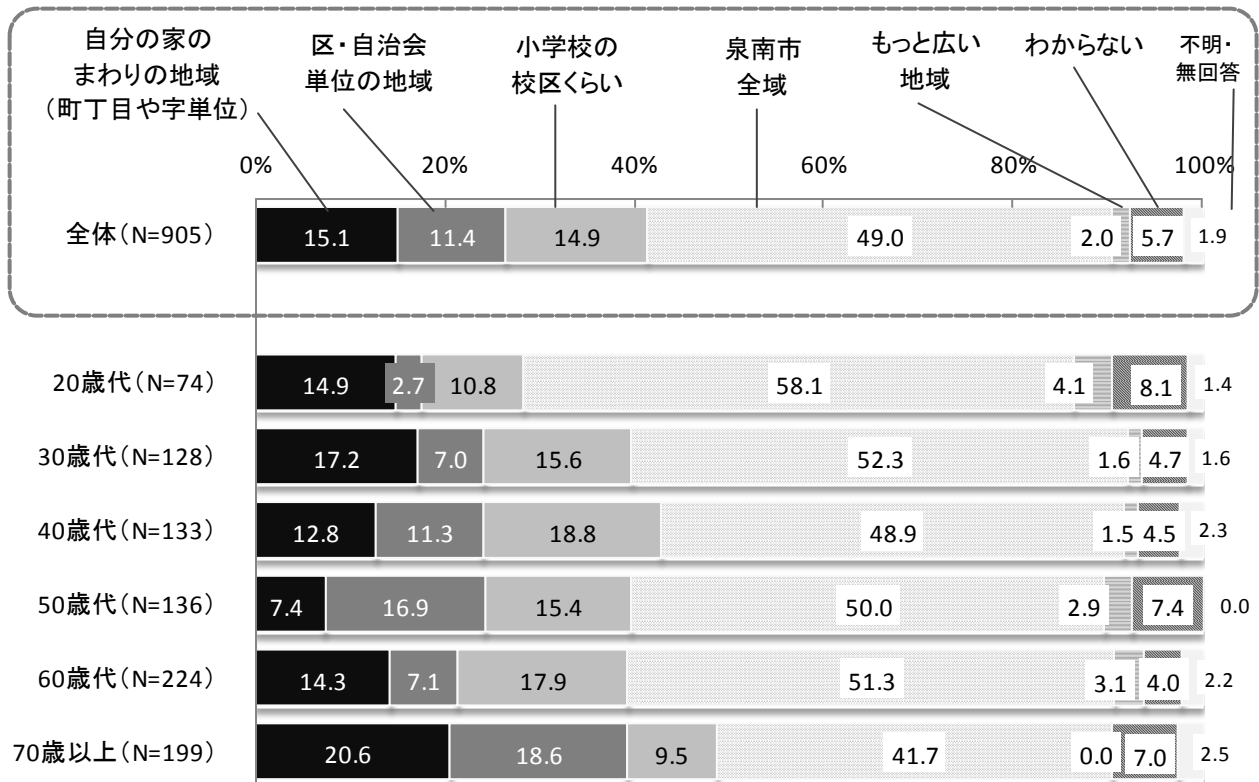
3 地域のとらえ方

「自分のまち」の範囲について、平成 23 年 8 月に実施した「泉南市の地域福祉に関するアンケート調査」では、泉南市全域と考える人が 49.0%と最も高いものの、そのほかは「自分の家のまわりの地域」が 15.1%、「小学校の校区くらい」が 14.9%、「区・自治会単位の地域」が 11.4%などと分散しています。年齢別でみると、「泉南市全域」は高齢になるほど低くなります。また、子育て世代となる 30 歳代以降は「小学校区の校区くらい」が高くなり、「区・自治会単位の地域」は 50 歳代や 70 歳代が高くなっています。

このように、「自分のまち」のとらえ方は、隣近所や区・自治会、小学校区などの生活圏としての「暮らしの空間」としての地域、また、地区福祉委員会やボランティア、NPO、サービス事業者などの活動を中心とした「活動空間」としての地域があります。

これらの地域はそれぞれが重なりあいながら、暮らしや活動の営みを行う様々な人々の相互のつながりや交流、助けあいなどにより成り立っています。

そのため、本計画における地域は、一定の範囲や特定の地域を意味するものではなく、市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は、市全体を「地域」ととらえるほか、地区福祉委員による活動範囲や民生委員児童委員による活動範囲も「地域」ととらえるものとしします。



※回答結果(%)は小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計値が 100.0%にならない場合があります。

4

計画の期間

本計画の期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
策定作業										
策定 作業	第一次計画期間									
						策定 作業	第二次計画期間（本計画）			

5

計画の策定手法

第一次計画の検証及び第二次計画の策定にあたっては、本市と社会福祉協議会の共同により、以下のような手法のもとに行いました。

(1) 泉南市及び泉南市社会福祉協議会による内部検証

本市関係課及び社会福祉協議会に検証シートを配付し、第一次計画の施策や事業についての進捗状況や課題及び第二次計画での方向性等について検討しました。

(2) 泉南市の地域福祉に関するアンケート調査

「地域福祉」に対する市民の考え方や地域での活動状況、またボランティアや地区福祉委員の活動状況等を把握し、第一次計画検証及び第二次計画策定にあたっての基礎資料とするため、以下の通りアンケート調査を実施しました。

- ・ 調査地域 : 泉南市全域
- ・ 調査対象者 : 泉南市在住の20歳以上の住民（本文中では『市民調査』と表記します。）
: 泉南市在住のボランティア（本文中では『ボランティア調査』と表記します。）
: 泉南市在住の地区福祉委員（本文中では『地区福祉委員調査』と表記します。）
- ・ 抽出方法 : 市民調査.....無作為抽出 2,000人
: ボランティア調査.....286人
: 地区福祉委員調査.....450人
- ・ 調査期間 : 平成23年8月2日～平成23年8月16日
- ・ 調査方法 : 郵送配布・郵送回収
- ・ 回収状況

	配布数	回答数 (有効回答数)	回答率 (有効回答率)
市民調査	2,000人	916人(905人)	45.8%(45.3%)
ボランティア調査	286人	121人(121人)	42.3%(42.3%)
地区福祉委員調査	450人	219人(219人)	48.7%(48.7%)

※「回収数」には、回収期限の超過等による無効票を含む

(3) 地域別市民懇談会（ワークショップ方式）

アンケート調査だけでは把握しきれない地域の現状や課題を把握するとともに、今後の取り組みなどを検討するため、小学校区別の市民懇談会を計4回開催し、延 148 名の参加を得ました。

第1回～3回は、それぞれの地域の良い点及び課題の抽出、それに対する取り組みを議論頂きました。

第4回は前3回で抽出された課題等の資料提供を行い、前半に泉南市消防隊員による東日本災害救助活動報告を行い、後半に震災時に各地域で想定される課題や取り組みに特化して議論頂きました。

・第1回：地域の良い点・課題について、対策取り組みについて

年月日時	場所	地域 (小学校区)	参加者数
平成23年8月24日(水) 午前10時～12時	信達中学校	信達	10名
		東	9名
		砂川	5名

・第2回：地域の良い点・課題について、対策取り組みについて

年月日時	場所	地域 (小学校区)	参加者数
平成23年8月25日(木) 午前10時～12時	一丘中学校	新家	14名
		新家東	10名
		西信達	3名
		一丘	7名

・第3回：地域の良い点・課題について、対策取り組みについて

年月日時	場所	地域 (小学校区)	参加者数
平成23年8月26日(金) 午前10時～12時	泉南市役所 (泉南中学校区)	雄信	5名
		樽井	7名
		鳴滝	7名

・第4回：東日本大震災救助活動報告、災害時の課題や取り組みについて

年月日時	場所	地域 (中学校区)	参加者数
平成23年9月6日(火) 午後7時～9時	あいびあ泉南	泉南	26名
		信達	19名
		西信達	11名
		一丘	15名